

農用地区域からの除外の 6 要件

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に規定に基づき、以下の要件のすべてを満たす場合に限り、農用地区域から除外できるとされております。

《1 号要件》

変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外に代替する土地が困難であると認められること。

- ☐ 除外予定地が、事業計画の目的からみて必要最小限の面積であるか。
- ☐ 除外後、直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。
- ☐ 農用地区域外の土地（自己所有地以外の土地も含む）について選定検討したが、他の土地は選定できない明確な理由があるか。

《2 号要件》

地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

《3 号要件》

農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ☐ 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部または集落介在か。
- ☐ 効率的な農作業を行うためのに必要な農地の連担性に影響はないか。
- ☐ 日照・通風及び雨水・汚水等の放流により農業への影響はないか。

《4 号要件》

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ☐ 認定農業者等の農地の利用集積に支障を及ぼすものではないか。
- ☐ 認定農業者等の効率的・安定的な農業経営に影響がないか。

《5 号要件》

農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ☐ ため池・防風林・かんがい排水施設・農道等の機能に支障を及ぼすおそれがないか。

《6 号要件》

土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して 8 年経過した土地であること。

- ☐ 土地改良事業の実施中または実施完了後 8 年が経過しているか。

※上記要件に加え、その他関係法令の許可の見込みなど総合的に除外の可否を判断します。